

第1回家庭的保育の在り方に関する検討会

- 1 日時 平成21年1月30日(金) 16:00~18:00
- 2 場所 経済産業省別館10階 1012会議室
- 3 議題 (1) 座長の選出について
(2) 家庭的保育事業のガイドラインの検討について
- 4 配付資料
 - 資料1 「家庭的保育の在り方に関する検討会」開催要綱
 - 資料2 検討会の公開の取扱いについて(案)
 - 資料3 「家庭的保育の在り方に関する検討会」における検討項目
 - 資料4 家庭的保育事業(国庫補助事業)について
 - 資料5 家庭的保育事業の充実について
 - 資料6 家庭的保育事業の体系
 - 参考資料1 児童福祉法 参照条文
 - 参考資料2 家庭的保育のあり方に関する調査研究 ~概要~

第1回家庭的保育の 在り方に関する検討会	資料1
平成21年1月30日	

「家庭的保育の在り方に関する検討会」開催要綱

1 目的

家庭的保育事業については、平成20年2月に策定された「新待機児童ゼロ作戦」において、保育所における保育を補完し、地域の実情に応じた多様な保育サービスの提供手段として、充実・強化を図り、今後推進することとしている。

さらに、第170回臨時国会において児童福祉法が改正され、制度上の位置付けが行われたところで、平成22年4月1日の施行に向けて、家庭的保育事業の実施基準等の専門的課題について、雇用均等・児童家庭局長が学識者等の参集を求め、検討を行うこととする。

2 構成

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会に座長を置く。

3 検討事項

- (1) 家庭的保育事業の実施基準やガイドラインに関する事項
- (2) その他家庭的保育の制度化に向けて専門的検討を要する事項

4 運営

検討会の庶務は、雇用均等・児童家庭局保育課が行う。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が雇用均等・児童家庭局長と協議の上定める。

(別 紙)

家庭的保育の在り方に関する検討会名簿

網野 武博	東京家政大学教授
岡 健	大妻女子大学准教授
尾木 まり	子どもの領域研究所所長
鹿島田和宏	墨田区福祉保健部子育て支援担当子育て計画課長
椎名 英夫	社会福祉法人豊島福祉会理事長
庄司 順一	青山学院大学教授
鈴木 道子	NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会理事長
福川 須美	駒沢女子短期大学教授
三塚 一秋	大崎市民生部子育て支援課長
吉田 正幸	有限会社遊育代表

(五十音順、敬称略)

第1回家庭的保育の 在り方に関する検討会	資料2
平成21年1月30日	

検討会の公開の取扱いについて（案）

検討会、議事要旨及び資料を公開とする。

ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議を非公開とすることができるとする。

【「特段の事情がある場合」とされる具体例】

※「審議会等会合の公開に関する考え方」（厚生労働省通知）より抜粋

- ① 個人に関する情報を保護する必要がある。
- ② 特定の個人等にかかわる専門的事項を審議するため、公開すると外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるとともに、委員の適切な選考が困難となるおそれがある。
- ③ 公開することにより、市場に影響を及ぼすなど、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。
- ④ 公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある。

第1回家庭的保育の 在り方に関する検討会	資料3
平成21年1月30日	

「家庭的保育の在り方に関する検討会」における検討項目

1 検討項目

家庭的保育事業の実施基準やガイドラインに関する事項

①実施基準

- ・家庭的保育者の要件
- ・事業の実施基準
- ・情報提供

②ガイドライン

- ・実施体制
- ・保育内容
- ・支援体制 など

2 今後の予定

- 第1回 実施基準、ガイドラインに盛り込むべき項目の検討
- 第2回 実施基準、ガイドライン（案）の検討
- 第3回 実施基準、ガイドライン（案）の検討
- 第4回 実施基準、ガイドラインのとりまとめ

家庭的保育事業(国庫補助事業)について

第1回 家庭的保育の
在り方に関する検討会
平成21年 1月30日

資
料
4

【事業内容】

保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者が、保育所と連携しながら、自身の居宅等において少数の主に3歳未満児を保育する。

※ 平成12年度予算化

【実施形態】

個人実施型：家庭的保育者が市町村と委託契約を結んだ保育所と連携を図りながら保育を行う。

保育所実施型：保育所が雇用する家庭的保育者が、当該保育所と連携を図りながら保育を行う。

【家庭的保育者の要件】

- ・保育士又は看護師の資格を有する者であること。
- ・現に養育する就学前児童又は介護の必要な者がいないこと。

【対象児童】：3歳未満児(保育所が実施する場合には就学前児童)

【対象児童数】：3人以下(別途「補助者」を雇用する場合には5人以下)

【実施場所】：家庭的保育者自身の居宅又は賃貸アパート等市町村が適当と認めた場所

「設備要件」

- ・保育を行う部屋：9.9㎡+(3人を超えた利用児童数×3.3㎡)
- ・児童の遊戯等に適する広さの庭を有するか、又は公園・空き地・神社境内等の開かれた空間があること。
- ・衛生的な調理設備を有すること。

(参考)

事業の実施状況の推移

【国庫補助事業分】

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
児童数	102	99	313	276	319	331
家庭的保育者数	46	53	103	93	105	99
実施市町村数	11	9	10	11	13	12

※ 平成19年度は、交付決定ベース。

【地方単独事業分】

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
児童数	1,413	1,501	1,381	1,509	1,405	1,308
家庭的保育者数	934	956	910	935	926	894
実施市町村数	77	78	80	71	63	62

家庭的保育事業の充実について

家庭的保育事業とは

保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者が、保育所と連携しながら自身の居宅等において少数の主に3歳未満児を保育する事業。
(平成12年度に、保育需要の増に対応するための応急的措置として創設。)

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月)等において、様々な働き方・ライフスタイルに対応するための多様で弾力的な保育サービスの一環としての家庭的保育の制度化や拡充の必要性が言及される一方、実施自治体が少なく、普及が進んでいない。(18年度実績(決算ベース)【実施自治体数】13、【家庭的保育者数】105、【利用児童数】319)

課題

- ・家庭的保育者への支援体制の不足(巡回指導・相談体制、家庭的保育者の休暇時の代替保育の確保 等)
- ・事故発生時の補償の体制
- ・家庭的保育者のなり手がいない
- ・実施自治体が少ない

改善内容(平成20年度)

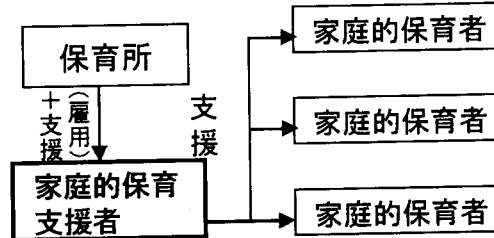
- ・家庭的保育者を支援する専任職員の配置
- ・補助単価の見直し(賠償責任保険料の追加)
- ・補助単価の見直し(俸給の引き上げ 等)
- ・対象児童数の増

平成21年度予算案

予算額案:1,417,891千円
対象児童数:5,000人

- ・家庭的保育者:53,400円(児童1人当たり月額)
- ・家庭的保育支援者:約460万円(年額)
- ・連携保育所:約170万円(年額)

実施方法(イメージ)



※ 従来どおり、家庭的保育支援者のいない実施形態についても排除しない。

事業の法定化

- 第170回臨時国会において、「児童福祉法の一部を改正する法律」(平成20年12月3日法律第85号)が成立し、児童福祉法において家庭的保育事業が法定化。(平成22年4月1日施行)
- 事業を実施するに当たっての実施基準やガイドラインを策定するため、検討会を開催。

平成20年度第2次補正予算

都道府県が設置する「安心子ども基金(仮称)」において、家庭的保育事業を推進するため、その実施場所に係る改修事業及び家庭的保育者等に対する研修事業を実施。(平成22年度実施分まで一括計上)

家庭的保育事業の体系

第1回 家庭的保育の
在り方に関する検討会
平成21年1月30日

資料
6

児童福祉法（抜粋）

◎ 家庭的保育事業の定義【法6の2⑨】

家庭的保育事業とは、乳児又は幼児であつて、市町村が第二十四条第一項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

◎ 保育の実施【法24①】

市町村は、…保護者から申込みがあつたときは、これらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。

◎ 事業の開始等【法34の14①】

市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、家庭的保育事業を行うことができる。

◎ 実施基準の遵守【法34の15】

家庭的保育事業を行う市町村は、その事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

◎ 都道府県による指導監督【法34の16】

- ・ 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、家庭的保育事業を行う市町村に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問をさせ、若しくは家庭的保育事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- ・ 都道府県知事は、家庭的保育事業を行う市町村に対して、…その事業の制限又は停止を命ずることができる。（法令違反や乳幼児の処遇に不当な行為をしたとき）

◎ 情報提供【法34の17】

家庭的保育事業を行う市町村は、家庭的保育事業による保育を行うことを希望する保護者の家庭的保育者の選択及び家庭的保育事業の適正な運営の確保に資するため、…その区域内における家庭的保育者、家庭的保育事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。



実施基準（イメージ）

◎ 家庭的保育者の要件

◎ 市町村が家庭的保育者に遵守させる基準

（参考：現行の国庫補助基準ベース）

- 実施場所及び設備基準：保育を行う専用の部屋の面積等
- 配置基準：児童3人以下（補助者がいる場合は5人以下）
- 保育の内容：保育時間は原則8時間

◎ 情報提供：家庭的保育者に関する事項、実施場所、保育方針 等

◎ 市町村が行う体制整備

- ・ 保育内容への支援
- ・ 巡回指導及び相談
- ・ 研修
- ・ 代替保育
- ・ 健康診断
- ・ 集団保育
- ・ 苦情受付
- ・ 他機関との連携



ガイドライン（イメージ）

（主な項目）

- ◎ 基本的事項：主旨、権利擁護、法令遵守、守秘義務
- ◎ 情報提供：情報提供の方法及び事項
- ◎ 実施体制：対象児童、定員及び家庭的保育者等の配置、実施場所（保育を行う専用居室の基準、設備、地域資源の活用）、保育時間、保育料
- ◎ 家庭的保育者等：家庭的保育者、補助者及び家庭的保育支援者の定義及び要件
- ◎ 家庭的保育者の認定等：申請、認定、変更届、認定の取消し等
- ◎ 保育内容：保育内容、保育計画、記録の整備、食事
- ◎ 支援体制：保育内容への支援、巡回相談及び指導、連携保育所の確保、研修（現任研修、指導者研修）、代替保育、健康診断、集団保育、苦情受付、他機関との連携
- ◎ 連携保育所
- ◎ 保護者への対応：保護者との連絡、相談対応、虐待等への対応
- ◎ 安全対策：健康診断、健康管理、衛生管理、事故や怪我の防止と対応、防災及び防犯対策、緊急時の対応、賠償責任保険
- ◎ 運営管理：適正な会計管理

《児童福祉法 参照条文》

第1回 家庭的保育の
在り方に関する検討会
平成21年1月30日

参考
資料
1

◎児童福祉法（昭和22年法律第164号）

【家庭的保育事業関係部分（平成22年4月1日施行）】

第六条の二（略）

9 この法律で、家庭的保育事業とは、乳児又は幼児であつて、市町村が第二十四条第一項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。

2～5（略）

第三十四条の十四 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、家庭的保育事業を行うことができる。

2 市町村は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 市町村は、家庭的保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の十五 家庭的保育事業を行う市町村は、その事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

第三十四条の十六 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、家庭的保育事業を行う市町村に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは家庭的保育事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 都道府県知事は、家庭的保育事業が前条の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を行う市町村に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

4 都道府県知事は、家庭的保育事業を行う市町村に対して、次に掲げる事由があるときは、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

一 その市町村が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。

二 家庭的保育者が、その事業に係る乳児又は幼児の処遇につき不当な行為をしたとき。

第三十四条の十七 家庭的保育事業を行う市町村は、家庭的保育事業による保育を行うことを希望する保護者の家庭的保育者の選択及び家庭的保育事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における家庭的保育者、家庭的保育事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

家庭的保育のあり方に関する調査研究 ～概要～

第1回 家庭的保育の
在り方に関する検討会
平成21年1月30日

参考
資料
2

主任研究者 小山 修(日本子ども家庭総合研究所研究企画・情報部長)
担当研究者 庄司 順一(青山学院大学教授)

1. 家庭的保育とは

家庭的保育の概要

家庭的保育者の居宅等で主に3歳未満の少人数の乳幼児を対象に小規模に行われる保育

- ・実施自治体数 83か所(2005年)
- ・家庭的保育者数 1,124人(2006年4月)
- ・利用児童数 2,000人(2006年4月)

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議(中間報告)

3歳未満児に対する家庭的保育(保育ママ)を含めた多様で弾力的な保育サービスの拡充

2. 家庭的保育のメリット・デメリット

家庭的保育のメリット

- ・特定の保育者が少人数の保育を行うことから、子どもと保育者間、保育者と保護者間に密接な関係を築きやすく、また個別で柔軟な対応が可能
- ・適切な生活リズムや兄弟関係に近い仲間関係などを経験することにより、集団生活への移行がスムーズになる

家庭的保育のデメリット

- ・保育者個人の資質や人間性の影響が大きい
- ・密室性
- ・保育者の孤立
- ・休暇の取得が困難

デメリット解消の方策

- ・保育者への援助体制の整備
- ・保育所との連携
- ・保育者の身分や待遇の保障
- ・子どもの健康への支援
- ・地域の資源の充実とアクセシビリティの拡大
- ・保育者や子どもとの関係調整のできる第三者機関の設置

3. 地方や諸外国の状況

(1) 地方の家庭的保育の状況

家庭的保育を実施する自治体の特徴

- ・関東地区に集中
- ・待機児童が多く、低年齢児保育ニーズが高い
- ・地方単独事業として実施する自治体が多い(定義や運用の形態は一様ではない)
- ・国庫補助事業を導入する自治体は少ない
 - 国庫補助を導入していない理由
 - ・すでに単独事業で実施しているため、二重構造にせざるを得なくなり、実施体制が複雑になる
 - ・国庫補助事業は保育者の資格要件が厳しい
 - ・連携保育所に該当する保育所がない
 - ・連携保育所を指定することは、連携保育所への負担増となる

自治体における家庭的保育の必要性

- ・多様な保育ニーズに対応するさまざまな選択肢
- ・認可保育所の低年齢児保育の補完
- ・認可保育所の待機児童問題の緊急対応策

家庭的保育を強化・充実するための条件

- ・連携保育所と家庭的保育の連携強化
- ・児童福祉法に家庭的保育を制度として位置づけ
- ・事業の重要性のPR

(2) 諸外国の家庭的保育の状況

家庭的保育を実施する諸外国の特徴

○保育需要への対応

諸外国(フランス等)
必ずしも公的な保育施設の整備で対応していない。

日本
保育所の整備で対応してきた。

○家庭的保育

諸外国(フランス等)
自然発生的に実施されてきた保育ママに行政が認定や支援を行うことにより質を担保し促進してきた。

日本
児童福祉法第24条第1項ただし書きの「その他の適切な保護」を行うために質を担保する形で実施してきた。

4. 家庭的保育の普及・定着のための課題

(1) 法的位置づけの明確化

通常保育の一つとして法的位置づけを明確にする。

○家庭的保育者の資格要件

- ・保育の質を担保するため、保育士及び看護師を基本
- ・幼稚園教諭や子育て経験などを有する者が研修を受講することにより、家庭的保育者として認定を受けているものについて考慮

(2) 実施基準等の整備

安全性や質の確保の観点から、事業の実施基準や保育内容、研修等のガイドラインを定める。

○実施基準等の内容

- ・安全性や保育の質を確保するため、最低限遵守する実施基準の明確化
- ・保育所保育指針に準じた家庭的保育独自のガイドライン等の作成
- ・スキルアップを図るための研修体系の構築
- ・家庭的保育者同士の情報交換の場の提供
- ・家庭的保育に関するDVD、事例集による情報提供

(3)家庭的保育者への支援

密室性、孤立性を克服し、家庭的保育者が安心して従事できるように、適正な処遇や連携保育所等によるバックアップ体制を整備する。

課題

代替保育の困難

密室性・孤立性

安定した事業の実施

バックアップ体制

- 認可保育所との連携
一時保育、日常的な交流、行事への参加、保育者同士の交流
- 地域の社会資源の活用
市町村、保健所、保育所、地域の子育て支援拠点等による、家庭的保育者への情報提供
- 巡回指導
監督指導的な部分とサポート的な部分での支援
- 評価システムの導入
第三者評価の設定等

(4)人材の養成・確保

市町村、養成施設等での家庭的保育を担う人材(保育士OB等)の教育・研修

○研修の体系

基礎(就業前)研修

位置づけ:家庭的保育者として保育をスタートする前に受講する研修
目的:家庭的保育について理解を進め、保育者としての質を確保



初級研修(現任研修)

位置づけ:家庭的保育をスタートさせて一定期間内(例:2年間)の保育者に対する研修
目的:家庭的保育を始めてから出てくる疑問や問題点の解決



中級研修(現任研修)

位置づけ:経験年数を重ねた家庭的保育者に対する研修
目的:専門的知識、技術、倫理の習得



上級研修(現任研修)

位置づけ:十分に経験を積んだ家庭的保育者に対する研修
目的:後続の家庭的保育者に対して助言・指導していく力の習得

○家庭的保育

保育士養成課程においても家庭的保育について学習する機会を確保する

(5) 安定的財源の確保

市町村において持続的に実施できるように、家庭的保育事業に対する安定的財源を確保する。

(6) 社会的PRの強化

家庭的保育の良さが社会や保護者に広く認知されるように、制度のメリットのPRを強化する。

○課題

- ・視覚的なPRの実施 → DVD、ホームページ、紙媒体等を活用し家庭的保育内容の紹介
- ・家庭的保育を実施していない市町村を対象とする研修

研究者一覧

- 小山 修 (日本子ども家庭総合研究所研究企画・情報部長)
庄司 順一 (青山学院大学教授)
尾木 まり (子どもの領域研究所所長)
齋藤 多江子 (聖セシリア女子短期大学専任講師)
須永 美紀 (國學院大學幼児教育専門学校専任教員)
網野 武博 (東京家政大学教授)
福川 須美 (駒沢女子短期大学教授)
鈴木 道子 (NPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事長)
上村 康子 (天理大学 准教授)